

福祉従事者のための個人情報保護について

～マイナンバー法から改正個人情報保護法へ～

【本日の内容】

I) 個人情報とプライバシー

- ①個人情報とプライバシー
- ②東京都 福祉サービス第三者評価から
- ③プライバシーを考えるためのキーワード

IV) 事業者としてやるべきこと

- ①リスク
- ②個人として取り組む対策
- ③組織としての安全対策

II) マイナンバー法

- ①概要
- ②特定個人情報
- ③介護事業所におけるマイナンバーの取扱い
- ④個人情報保護法との関係

III) 改正個人情報保護法

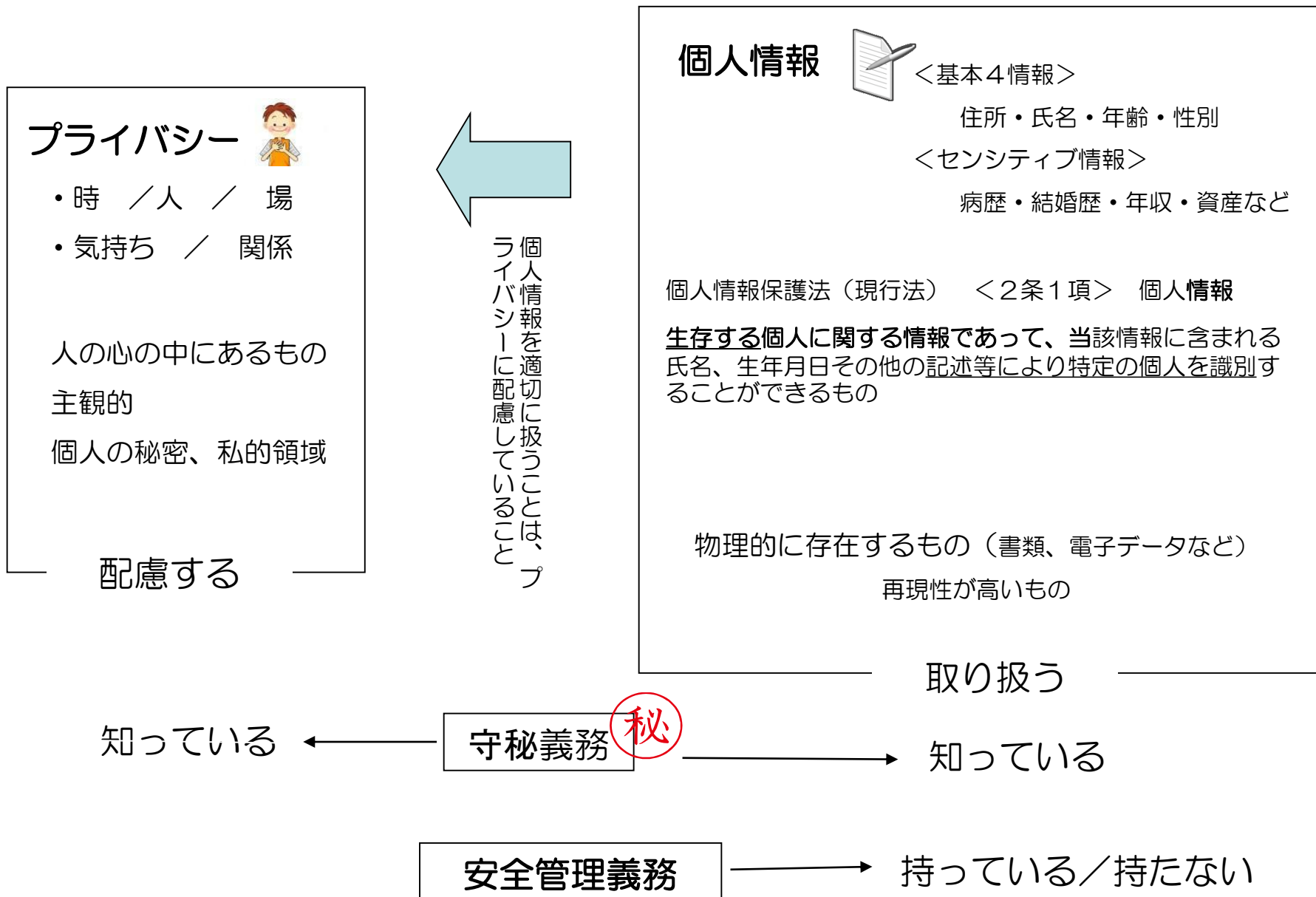
- ①ロードマップ
- ②改正の背景とねらい
- ③改正のポイント
- ④新たな個人情報の定義
- ⑤本人同意

2016年 6月 2日(木)

有限会社 福祉事務企画

山本伊都子
(認定プライバシーコンサルタント
No. J-0503-0973)

*レジюме作成時の公表情報より作成しています



【サービス評価】

評価項目 6-5-1	利用者のプライバシー保護を徹底している
[ねらい] ・日常の支援の中で触れる利用者のプライバシーに対する配慮を徹底しているか ・利用者のプライバシーの取り扱いが職員個人の判断によるものになっていないか	
標準項目	
1	利用者に関する情報（事項）を外部とやりとりする必要がある場合には、利用者の同意を得るようにしている
2	個人の所有物や個人宛文書の取り扱い、利用者のプライベートな空間への出入り等、日常の支援の中で、利用者のプライバシーに配慮した支援をしている
3	利用者の羞恥心に配慮した支援を行っている

【組織マネジメント】

評価項目 7-1-2	個人情報は、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえて保護・共有している
[ねらい] ・保護法の基本的概念等を踏まえ、事業所が有する個人情報の保護方法を定めているか ・その方法が行き渡るようにしているか	
標準項目	
1	事業所で扱っている個人情報の利用目的を明示している
2	個人情報の保護に関する規定を明示している
3	開示請求に対する対応方法を明示している
4	個人情報の保護について職員（実習生やボランティアを含む）が理解し行動できるための取り組みを行っている

◆各国の「プライバシー」の根拠

欧州	アメリカ	日本
尊厳	自由・権利	尊重・エチケット
ホロコーストの影響	イギリスからの独立	(憲法13条)〔個人の尊重〕 全て国民は、個人として尊重される。

参考：中央大 宮下紘准教授

◆EU発「忘れられる権利」

情報そのものを消すのではなく、拡散の防止に力点

知る権利 表現の自由 報道の自由 などとのバランス

◆情報技術の進歩とプライバシー

◆プライバシー (Privacy) (広辞苑)・・・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」

権利としてのプライバシー・・・「自己情報コントロール権」(自己の情報をコントロールする権利)

マイナンバー法（通称）

※正式略称 番号法→番号利用法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

＜概略＞

マイナンバー制度は、日本国内に在住する個人を識別するための12桁の番号を付与し、国や地方自治体が社会保障や税、災害対策などの手続きを効率化するための仕組み。

→利用範囲の拡大化

法案が通るまでは「税と社会保障」にしか使わない・・・といいながら広く民間に開放する方針に転じる
東京オリンピックの入場管理に利用するロードマップ →マイナンバーの治安管理への利用拡大

＜制度の目的＞

「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」の達成

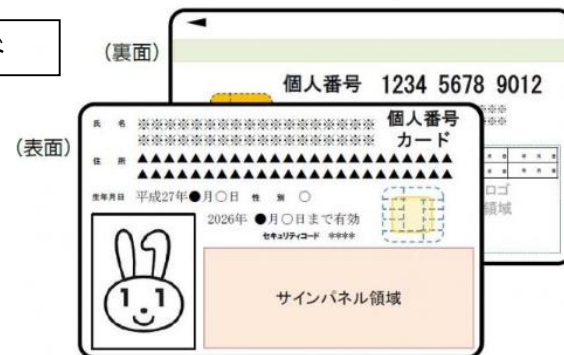
＜マイナンバーの特性＞

- ①悉皆性（全員に）
- ②唯一無二（たったひとつ）
- ③視認性（目に見えてわかる）
- ④一生変わらずに使う

マイナンバーカード



【おもて面】



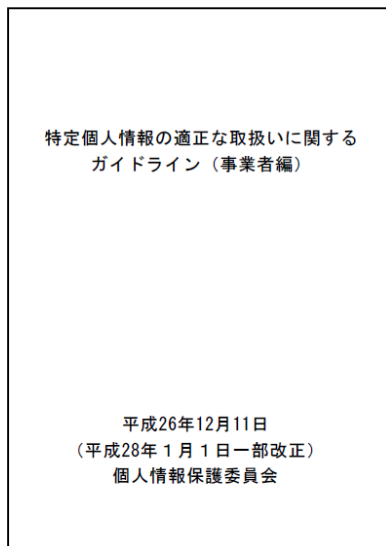
Ⅱ) マイナンバー法

②特定個人情報

◆マイナンバーもしくは、マイナンバーをその内容に含む個人情報

情報の種類	(マイナンバーを含まない) 個人情報	マイナンバーのみ	マイナンバー＋個人情報
分類	個人情報	特定個人情報	
適用法	個人情報保護法	個人情報保護法 マイナンバー法	

◆特定個人情報に求められる取扱い



本ガイドラインの中で

「しなければならない」及び「してはならない」→対応必須
(従わなかった場合、法令違反と判断される可能性あり)

「望ましい」→可能な限り対応を推奨



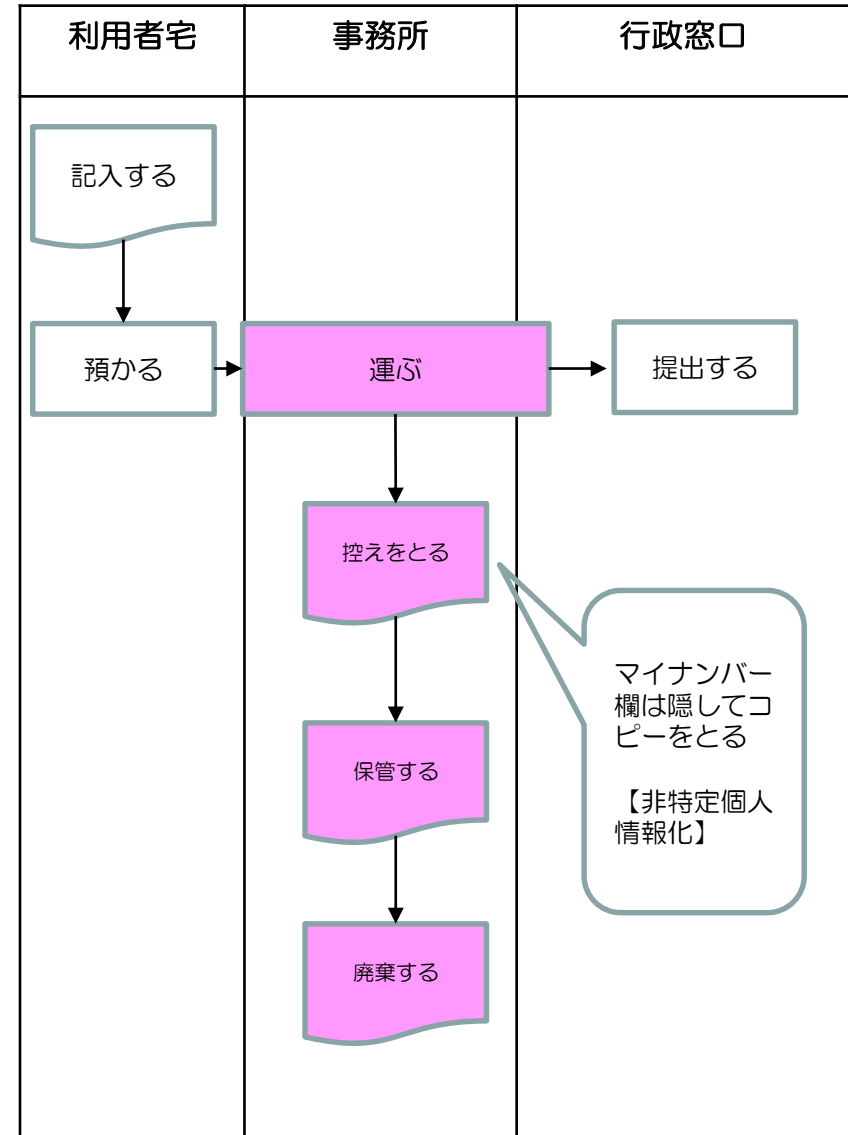
◆マイナンバー法の罰則規定・・・特定個人情報以外の情報の取扱い違反よりも、重い罰則

- 直罰規定あり 違法行為があった場合に、行政指導や行政命令を出して自主的な改善を促すといった過程を経ることなく、即時に罰則を適用される
- 両罰規定あり 違反行為をした者と、事業者ともに罰則対象となる

Ⅱ) マイナンバー法

③介護事業所におけるマイナンバーの取扱い

事務連絡	取扱いのポイント
1) 申請に係わる手続きでは、ケアマネジャーが「代理人」なのか「使用者」なのかという立場をはっきりさせて対応する	特定個人情報を行政窓口まで「運搬する」という場面に対しての安全対策が必要 マイナンバーが記載されていない申請書は特定個人情報ではない
2) 利用者のマイナンバーがわからない場合でも、申請は受け付けられる	マイナンバー記載欄が空欄でも、申請手続きは可能 ただし、利用者の便宜と安全のためにもマイナンバーの通知書の所在確認は可能な限り追跡しておく
3) 事業所に利用者のマイナンバーを蓄積しない	マイナンバーを「手にする」「運搬する」「知りうる」「保管しない」といった立場で対策を講じる
4) 施設等でマイナンバーを保管する場合	本人の意向をもとに、できるだけ同意をとりつける 保管の場合は、特定個人情報として十分な安全管理措置を実施すること

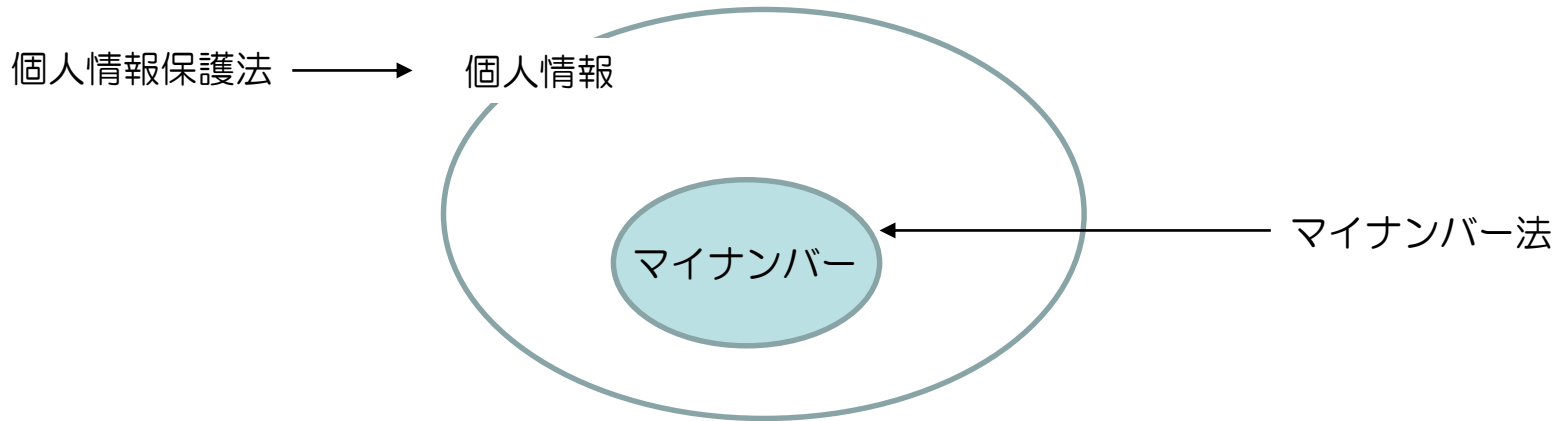


マイナンバー法は個人情報保護法の特別法

＊特別法・・・例外規定

マイナンバー（特定個人情報）についてはマイナンバー法が優先される

マイナンバー法29・30条により適用除外になる部分を除き、個人情報保護法の適用を受ける

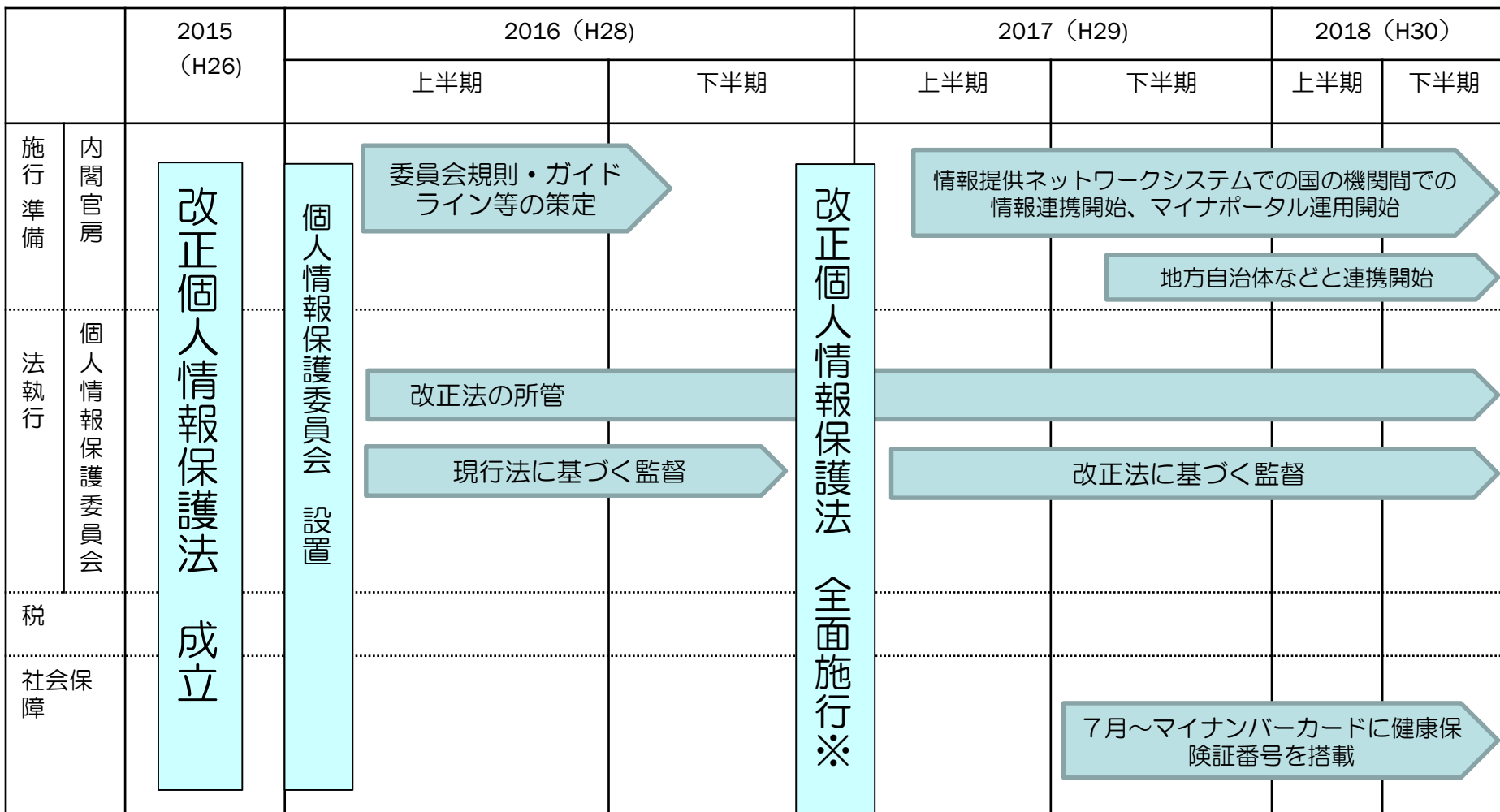


個人情報保護法とマイナンバー法はセットで捉える

マイナンバーの取扱いは、個人情報の取扱いの一部として位置付ける

Ⅲ) 改正個人情報保護法

①ロードマップ



※「公布の日（2015.9月9日）から起算して二年を
超えない範囲内において政令で定める日」から施行

※2015年 4月 内閣官房 IT総合戦略室 資料より

2003年成立以来、初めての本格的な改正

- <背景>
- 1) 個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大
 - 2) パーソナルデータを含むビックデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要
 - 3) 事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのパーソナルデータが流通

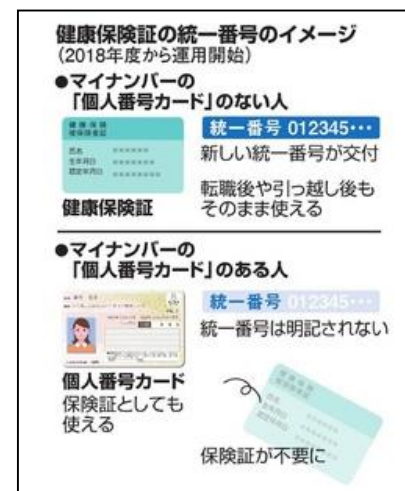
*パーソナルデータ 「個人情報」に限定されない、個人の行動・状態に関するデータのこと

<ねらい>

- ・情報環境の変化にあわせ、プライバシー保護のあり方を見直す
- ・企業が持つ個人データを使いやすく
- ・ビックデータの利活用をあとおし

個人情報保護法
個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正 個人情報保護委員会の設置等
マイナンバー法（番号利用法） 通称が「番号法」から「番号利用法」に
特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充 ・預貯金口座への付番 ・特定健診・保健指導に関する事務における利用 ・予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

(参考)マイナンバーカードと健康保険証



医療等分野における番号制度の活用等に関する
研究会審議会答申・報告書 | 厚生労働省

Ⅲ) 改正個人情報保護法

③改正のポイント

1) 個人情報の定義の明確化 等

・個人情報の定義の明確化 (身体的特徴等が該当)	特定の個人の身体的特徴を変換したもの(例:顔認識データ)等を個人情報として明確化
・要配慮個人情報(いわゆる機微情報)	人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人の同意をとって取得することを原則義務化し、本人の同意を得ない第三者提供の特例(以下「オプトアウト手続」という)を禁止
・小規模取扱事業者への対応	5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者に対しても個人情報保護法を適用 個人事業主、NPO、自治会等非営利組織も対象に

2) 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・利用目的の変更要件の緩和
- ・匿名加工情報

3) 適正な個人情報の流通を確保

・オプトアウト手続の厳格化	オプトアウト・・・事後的な利用停止 ⇔ オプトイン・・・事前の明示的な同意
・トレーサビリティの確保	
・個人情報データベース等不正提供罪	個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者等が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰する規定を新設

4) 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- | | |
|------------|---|
| ・個人情報保護委員会 | 現行の主務大臣の有する権限を個人情報保護委員会に集約し、立ち入り検査の権限等を追加 |
|------------|---|

5) 個人情報の取扱いのグローバル化

6) 認定個人情報保護団体の活用

7) その他改正事項

- | | |
|--------|--|
| ・開示請求権 | 本人の開示、訂正、利用停止等の求めは、裁判上もこうしてできる請求権であることを明確化 |
|--------|--|

出所:個人情報保護委員会「個人情報の利活用と保護に関するハンドブック」より

生存する個人に関する情報であって

	定 義	例
従来	(1) 氏名、生年月日、住所等により特定の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)	データベース化されていない書面、写真、音声等に記録されているもの
追加	(2) 個人識別符号(①又は②)が含まれるもの 個人情報を構成するもの	
	① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号	顔認識データ、指紋認識データ等 
	② 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号	旅券番号、免許証番号等 
追加	(3) 要配慮個人情報	
	個人情報のうち、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が含まれるもの。その取扱については、本人が関与できるような特別の規律を設ける	
追加	(4) 他の情報と用意に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの	個人情報と紐づく移動履歴や購買履歴

携帯電話番号や機器に割り振られた端末ID → 個人情報ではない

人種、心情、社会的身分、病歴等、その取扱いによっては差別や偏見を生じるおそれがあるため、特に慎重な取扱いが求められる個人情報を類型化したもの

その取得や取り扱いについて通常の個人情報よりも厳格な制限があるので注意が必要。

	定義	該当しない場合
人種	人種、民族的または種族的な出身を広く意味するものであり、「アイヌ」「在日韓国・朝鮮人」のような情報	単純な国籍は法的地位であり、「人種」ではない。 「肌の色」は人種を推知させる情報に過ぎず、該当しない。
信条	一般に個人の基本的なものの見方、考え方を意味するものであり、思想と進行の双方を含む。	宗教に関する書籍に購買情報のような情報は、信条を推知させる情報に過ぎず該当しない。
社会的身分	主として、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって用意にそれから脱し得ないような地位を意味する。	単なる職業的地位は該当しない。
病歴	病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分が該当	体重や血圧等の健康情報や、血液検査の結果やレントゲン写真等は病気を推知させる情報に過ぎず該当しない。
犯罪の経歴	前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当	単に反社会的集団に所属し、または関係を有しているという事実のみでは該当しない
犯罪により害を被った事実	身体的被害、精神的被害および金銭的被害の別を問わず、一定の犯罪の被害を受けた事実が該当	
その他政令で定めるもの		

◆利用・提供の同意

- ・個人情報を取り扱うには利用目的を特定し、あらかじめ本人(もしくは法定代理人)の同意を得る。
- ・本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

除外事項が多いので冷静に対処しましょう



特に災害支援対策をたてるときには、この点の正しい理解が必要
オプトアウト(事後承認)手続きさえ公表していれば、個別の同意を必要としない

<JIS解説> 同意は書面による同意が原則である。

<改正個人情報保護法>

要配慮個人情報については本人の同意がなければ、第三者に提供してはいけない

☆ 個人情報保護法 利用目的の制限(16条) & 第三者提供の制限(23条) の適用外

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

厚生労働省ガイドラインQ&A

患者が意識不明＝本人の同意を得ることが困難である場合

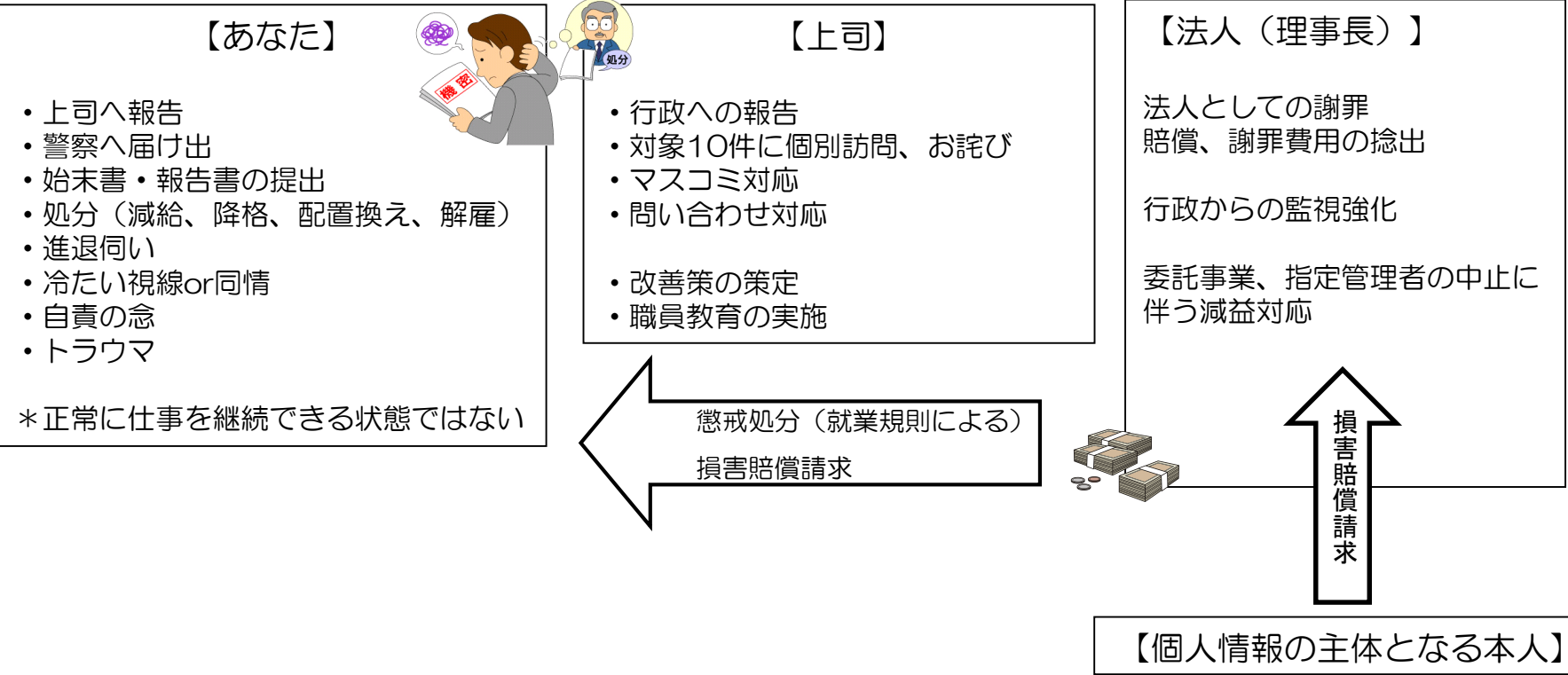
「人」＝患者本人のほか、患者の家族、職場の人等も含む

「困難」＝本人が意識不明のほか、医療機関として通常の体制で対応できないとき(一度にたくさんの患者が搬送されたなど)

① 個人情報・マイナンバーに対するリスク

1) 法的リスク	個人情報保護法、マイナンバー法、民法、刑法など
2) 金銭的リスク	裁判費用、慰謝料、損害賠償金など
3) 信用リスク	取引停止、イメージダウン
4) 人的リスク	スタッフを失う / 補充がしにくい / とうっかりで大切なスタッフを失わないように
5) 機会損失	対応による本来の業務への影響

◆もし、訪問先10件分のデータを紛失したら……



- 会社のルールに従うこと
- 電車の中や、喫茶店など、公共の場で、訪問先に関する話はしない
- 氏名が記載されている書類やデータは、原則持ち歩かない
- どうしても、持ち歩かなければならないときは、
 - 1) 上長の許可を得ること
 - 2) 肌身離さないこと
 - かばんやバックはひとつにする
 - 大き目のフォルダーをつける
 - 多額の現金を持っているつもりになる
- 業務上知りえた個人の生活にかかわる情報は、個人的な記録に残さない
- 自宅のパソコンに、仕事上の記録を残さない
- 私有の携帯電話への仕事上の個人情報の登録は必要最低限に



IV) 事業者としてやるべきこと ③組織としての安全対策

1) 組織的安全管理措置

- 個人情報保護管理(CPO)の選任
- 個人情報保護管理体制の構築
- 委託先の適正な選定および監督
- 個人情報保護の関連規程の改定

個人情報保護に関する文書類

個人情報保護方針

個人情報保護規程

個人情報保護関連 運用手順書 など

運用記録 など

2) 人的安全管理措置

- 従業員全員に対する個人情報保護
- 啓発の周知、教育、訓練の実施
- 従業員との非開示契約の締結

* 従業員 厚生労働省ガイドラインより

「従業員」とは、医療資格者のみならず、当該事業者の指揮命令を受けて業務に従事するものすべてを含むものであり、また、雇用関係のある者のみならず、理事、派遣労働者等も含むものである。

3) 物理的安全管理措置

- 入退館（室）管理の実施
- 個人情報の保管場所の安全管理
- 個人情報の廃棄の安全運用

4) 技術的安全管理措置

コンピュータシステムのセキュリティ対策の強化、改修



IV) 事業者としてやるべきこと ③組織としての安全対策＜チェックリスト＞

＜個人情報の保護対策の強化＞

～看過してませんか？ 職場の「つい、うっかり、まあいいか」～

☐ 氏名などが記載された用紙を廃棄せず、裏紙として再利用している	廃棄
☐ 念のため、一応、使うかも・・・という理由で、その日必ずしも使うとは限らない個人情報を持ち歩くことがある	持ち出し
☐ 電話で利用者についての問い合わせがあると、相手の真偽を確認しないまま、かかってきたその電話で対応をしてしまうことがある	利用目的・第三者提供
☐ 仕事を自宅でするために、USBメモリー等に利用者等の情報を複製して、持ち帰ったり、個人で利用しているクラウドサービスにアップしたりすることがある	持ち出し
☐ 入手経路や入手時期がわからない個人情報がある	取得・保管
☐ 仕事に便利そうな無料ソフトウェアを見つけたら、職場の許可を取ることなく勝手にダウンロードして使っている	技術的安全管理
☐ アンチウイルスソフトの更新を怠ったり、基本ソフトの更新作業を怠る、もしくは更新作業の必要性そのものを知らないままにいる	技術的安全管理
☐ 職場では業務に関連する／しないを問わず、自由にインターネットを閲覧したり、書き込みをすることが許されている	技術的安全管理
☐ パソコンから離れる時にパソコンにパスワードロックをかけたり、スクリーンセーバーにもパスワードを設けていない	技術的安全管理
☐ 職場のパソコンのIDやパスワードは2人以上で同じものを使用している	技術的安全管理
☐ 携帯電話やスマートフォンなど、私物の業務利用を明確なルールのないままに認めている	利用目的・持ち出し
☐ 外出や退社するときに、机の上に書類を出したまま片づけないことがある	物理的安全管理
☐ エレベーターや電車の中など公共の場で、利用者などの話題を含む仕事の話をすることがある	利用目的・守秘義務
☐ カフェや電車など第三者の目のある所で、個人情報を含む画面開いたり、書類を開くことがある	持ち出し・守秘義務・物理的安全管理